（警視庁警部補）　上野　和徳
太田冨司男　酒井　正治　坂本　保夫
鈴木　清吉　西森　昭男　益田　信二
南　稔
従六位に叙する（各通）
高田　早苗　戸田　道雄
正七位に叙する（各通）
一関　英昭
従七位に叙する（以上十月十八日）
菊池　信男
従三位に叙する
神原　弘道
従四位に叙する
磯田　守　中西　貞三　吉田　正臣
従六位に叙する（各通）
石井　隆　野田　英夫　宮島　康雄
正七位に叙する（各通）（以上十月十九日）
川村　皓章
正四位に叙する
縣　希典
正五位に叙する
中田　秀雄　馬場　英彦
従五位に叙する（各通）（以上十月二十一日）
森　康夫
従五位に叙する（十月二十二日）
大西　實
従五位に叙する（十月二十六日）

○叙勲

宮澤　洋吉
旭日単光章を授ける（十月十五日）
門脇　脩　川野辺庫司　長友　隆二
旭日双光章を授ける（各通）
小倉　皓
旭日単光章を授ける（以上十月十六日）
氏家　豊展　深尾　博和　松田　佐傳
旭日双光章を授ける（各通）
飯田　清美　垣内　邦成　加藤　三友
木内　福司　長島　俊之
（愛媛県内子町議会議員）　森並　隆幸
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月十七日）
（愛媛大学名誉教授）　佐々木　毅
瑞宝小綬章を授ける
青木　弘之　大島　壽秀　加藤　桂
児島　弘策　塩野谷　潔　濱田　年茂
林　辰雄　前原　浩
瑞宝双光章を授ける（各通）
清水　正能
瑞宝単光章を授ける（以上十月十五日）
（金沢大学名誉教授）　佐々木琢磨
瑞宝中綬章を授ける
（長岡工業高等専門学校名誉教授）　羽賀　泰男
藤井　忠夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）
一與　良之　奥山　誠次　影山　俊彦
牛頭　哲哉　鈴木　東海　根岸　庄一
林　剛　平林　悟　前田　榮二
森　了眞
瑞宝双光章を授ける（各通）
今西　義昌　太田　勝宣　高橋　弘幸
泊　寛敏　菱沼　静　峯　明
森　常光　横田　彊一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十六日）
（京都市立芸術大学名誉教授）　高井　一郎
瑞宝小綬章を授ける
阿部　慎二　今井　隆　沖田　正一
鎌橋　修三　佐賀　隆　瀬川　俊明
梛野　幸雄　長谷川武藏　前田　健治
村田　勇　横井　明
瑞宝双光章を授ける（各通）
窪　勝廣　高橋　玉夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十七日）
高柳　年一　友田　健次
瑞宝小綬章を授ける（各通）
内山　秀夫　木佐貫　操　西村　儀之
瑞宝双光章を授ける（各通）
一関　英昭
（警視庁警部補）　上野　和徳
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十八日）
野田　英夫
瑞宝単光章を授ける（十月十九日）
縣　希典
瑞宝双光章を授ける（十月二十一日）

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

山形労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 21 日

山形労働局長　須永　敏良

第４号中「１時間739円」を「１時間745円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月25日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 21 日

山形労働局長　須永　敏良

第４号中「１時間726円」を「１時間731円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月25日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 21 日

山形労働局長　須永　敏良

第４号中「１時間741円」を「１時間747円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月25日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県自動車整備業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 21 日

山形労働局長　須永　敏良

第４号中「１時間743円」を「１時間749円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月25日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県各種商品小売業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 21 日

茨城労働局長　中村　俊一

第４号中「１時間750円」を「１時間756円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

大分労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 21 日

大分労働局長　久保　雅裕

第４号中「１時間757円」を「１時間763円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月25日から効力を生ずる。

鹿児島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 21 日

鹿児島労働局長　井上　俊美

第４号中「１時間696円」を「１時間700円」に改める。